

指定施設サービス等に要する 費用の額の算定に関する基準

(平成12年厚生省告示第21号)

改正事項	改 正 前	改 正 後
	<p>指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準</p> <p>一 指定施設サービス等に要する費用の額は、次のイ及びロに掲げる額の合計額とする。</p> <p>　イ 別表第一指定施設サービス等介護給付費単位数表により算定される費用の額</p> <p>　ロ 別表第二食事の提供に要する費用の額の算定表により算定される費用の額</p> <p>二 前号イに掲げる費用（別表第一中介護保健施設サービスに係る緊急時施設療養費（特定治療に係るものに限る。）として算定される費用及び介護療養施設サービスに係る特定診療費として算定される費用を除く。）の額は、別に厚生労働大臣が定める1単位の単価に別表第一に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める1単位の単価→平成12年厚生省告示第22号</p> <p>三 前二号の規定により指定施設サービス等に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p>	<p>指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準</p> <p>一 指定施設サービス等に要する費用の額は、次のイ及びロに掲げる額の合計額とする。</p> <p>　イ 別表第一指定施設サービス等介護給付費単位数表により算定される費用の額</p> <p>　ロ 別表第二食事の提供に要する費用の額の算定表により算定される費用の額</p> <p>二 前号イに掲げる費用（別表第一中介護保健施設サービスに係る緊急時施設療養費（特定治療に係るものに限る。）として算定される費用及び介護療養施設サービスに係る特定診療費として算定される費用を除く。）の額は、別に厚生労働大臣が定める1単位の単価に別表第一に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める1単位の単価→平成12年厚生省告示第22号</p> <p>三 前二号の規定により指定施設サービス等に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p>

改正事項	改 正 前	改 正 後																																																																																
所定単位数の見直し	<p>別表第一 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <p>1 介護福祉施設サービス</p> <p>イ 介護福祉施設サービス費(1日につき)</p> <p>(1) 介護福祉施設サービス費 ※入所定員25人以下または31人以上</p> <p>(-) 介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ※介護職員・看護職員の配置 3:1 以上</p> <table> <tbody> <tr><td>a 要介護 1</td><td>796単位</td></tr> <tr><td>b 要介護 2</td><td>841単位</td></tr> <tr><td>c 要介護 3</td><td>885単位</td></tr> <tr><td>d 要介護 4</td><td>930単位</td></tr> <tr><td>e 要介護 5</td><td>974単位</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ※介護職員・看護職員の配置 3.5:1 以上</p> <table> <tbody> <tr><td>a 要介護 1</td><td>717単位</td></tr> <tr><td>b 要介護 2</td><td>757単位</td></tr> <tr><td>c 要介護 3</td><td>797単位</td></tr> <tr><td>d 要介護 4</td><td>837単位</td></tr> <tr><td>e 要介護 5</td><td>877単位</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 介護福祉施設サービス費(Ⅲ) ※介護職員・看護職員の配置 4.1:1 以上</p> <table> <tbody> <tr><td>a 要介護 1</td><td>671単位</td></tr> <tr><td>b 要介護 2</td><td>709単位</td></tr> <tr><td>c 要介護 3</td><td>746単位</td></tr> <tr><td>d 要介護 4</td><td>784単位</td></tr> <tr><td>e 要介護 5</td><td>821単位</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 小規模介護福祉施設サービス費 ※入所定員26人以上30人以下</p> <p>(-) 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ※介護職員・看護職員の配置 3:1 以上</p> <table> <tbody> <tr><td>a 要介護 1</td><td>907単位</td></tr> <tr><td>b 要介護 2</td><td>958単位</td></tr> <tr><td>c 要介護 3</td><td>1,009単位</td></tr> <tr><td>d 要介護 4</td><td>1,059単位</td></tr> <tr><td>e 要介護 5</td><td>1,110単位</td></tr> </tbody> </table>	a 要介護 1	796単位	b 要介護 2	841単位	c 要介護 3	885単位	d 要介護 4	930単位	e 要介護 5	974単位	a 要介護 1	717単位	b 要介護 2	757単位	c 要介護 3	797単位	d 要介護 4	837単位	e 要介護 5	877単位	a 要介護 1	671単位	b 要介護 2	709単位	c 要介護 3	746単位	d 要介護 4	784単位	e 要介護 5	821単位	a 要介護 1	907単位	b 要介護 2	958単位	c 要介護 3	1,009単位	d 要介護 4	1,059単位	e 要介護 5	1,110単位	<p>別表第一 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <p>1 介護福祉施設サービス</p> <p>イ 介護福祉施設サービス</p> <p>(1) 介護福祉施設サービス費(1日につき)</p> <p>(-) 介護福祉施設サービス費 ※入所定員25人以下または31人以上</p> <p>a 介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ※介護職員・看護職員の配置 3:1 以上</p> <table> <tbody> <tr><td>i 要介護 1</td><td>677単位</td></tr> <tr><td>ii 要介護 2</td><td>748単位</td></tr> <tr><td>iii 要介護 3</td><td>818単位</td></tr> <tr><td>iv 要介護 4</td><td>889単位</td></tr> <tr><td>v 要介護 5</td><td>959単位</td></tr> </tbody> </table> <p>b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ※介護職員・看護職員の配置 3.5:1 以上</p> <table> <tbody> <tr><td>i 要介護 1</td><td>601単位</td></tr> <tr><td>ii 要介護 2</td><td>656単位</td></tr> <tr><td>iii 要介護 3</td><td>711単位</td></tr> <tr><td>iv 要介護 4</td><td>766単位</td></tr> <tr><td>v 要介護 5</td><td>821単位</td></tr> </tbody> </table> <p>c 介護福祉施設サービス費(Ⅲ) ※介護職員・看護職員の配置 4.1:1 以上</p> <table> <tbody> <tr><td>i 要介護 1</td><td>554単位</td></tr> <tr><td>ii 要介護 2</td><td>599単位</td></tr> <tr><td>iii 要介護 3</td><td>645単位</td></tr> <tr><td>iv 要介護 4</td><td>691単位</td></tr> <tr><td>v 要介護 5</td><td>736単位</td></tr> </tbody> </table> <p>(-) 小規模介護福祉施設サービス費 ※入所定員26人以上30人以下</p> <p>a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ※介護職員・看護職員の配置 3:1 以上</p> <table> <tbody> <tr><td>i 要介護 1</td><td>841単位</td></tr> <tr><td>ii 要介護 2</td><td>908単位</td></tr> <tr><td>iii 要介護 3</td><td>976単位</td></tr> <tr><td>iv 要介護 4</td><td>1,043単位</td></tr> <tr><td>v 要介護 5</td><td>1,110単位</td></tr> </tbody> </table>	i 要介護 1	677単位	ii 要介護 2	748単位	iii 要介護 3	818単位	iv 要介護 4	889単位	v 要介護 5	959単位	i 要介護 1	601単位	ii 要介護 2	656単位	iii 要介護 3	711単位	iv 要介護 4	766単位	v 要介護 5	821単位	i 要介護 1	554単位	ii 要介護 2	599単位	iii 要介護 3	645単位	iv 要介護 4	691単位	v 要介護 5	736単位	i 要介護 1	841単位	ii 要介護 2	908単位	iii 要介護 3	976単位	iv 要介護 4	1,043単位	v 要介護 5	1,110単位
a 要介護 1	796単位																																																																																	
b 要介護 2	841単位																																																																																	
c 要介護 3	885単位																																																																																	
d 要介護 4	930単位																																																																																	
e 要介護 5	974単位																																																																																	
a 要介護 1	717単位																																																																																	
b 要介護 2	757単位																																																																																	
c 要介護 3	797単位																																																																																	
d 要介護 4	837単位																																																																																	
e 要介護 5	877単位																																																																																	
a 要介護 1	671単位																																																																																	
b 要介護 2	709単位																																																																																	
c 要介護 3	746単位																																																																																	
d 要介護 4	784単位																																																																																	
e 要介護 5	821単位																																																																																	
a 要介護 1	907単位																																																																																	
b 要介護 2	958単位																																																																																	
c 要介護 3	1,009単位																																																																																	
d 要介護 4	1,059単位																																																																																	
e 要介護 5	1,110単位																																																																																	
i 要介護 1	677単位																																																																																	
ii 要介護 2	748単位																																																																																	
iii 要介護 3	818単位																																																																																	
iv 要介護 4	889単位																																																																																	
v 要介護 5	959単位																																																																																	
i 要介護 1	601単位																																																																																	
ii 要介護 2	656単位																																																																																	
iii 要介護 3	711単位																																																																																	
iv 要介護 4	766単位																																																																																	
v 要介護 5	821単位																																																																																	
i 要介護 1	554単位																																																																																	
ii 要介護 2	599単位																																																																																	
iii 要介護 3	645単位																																																																																	
iv 要介護 4	691単位																																																																																	
v 要介護 5	736単位																																																																																	
i 要介護 1	841単位																																																																																	
ii 要介護 2	908単位																																																																																	
iii 要介護 3	976単位																																																																																	
iv 要介護 4	1,043単位																																																																																	
v 要介護 5	1,110単位																																																																																	

改正事項	改 正 前	改 正 後																																																																
	<p>(二) 小規模介護福祉施設サービス費 (II) ※介護職員・看護職員の配置3.5：1以上</p> <table> <tbody> <tr><td>a 要介護1</td><td>760単位</td></tr> <tr><td>b 要介護2</td><td>802単位</td></tr> <tr><td>c 要介護3</td><td>844単位</td></tr> <tr><td>d 要介護4</td><td>887単位</td></tr> <tr><td>e 要介護5</td><td>929単位</td></tr> </tbody> </table> <p>(三) 小規模介護福祉施設サービス費 (III) ※介護職員・看護職員の配置4.1：1以上</p> <table> <tbody> <tr><td>a 要介護1</td><td>730単位</td></tr> <tr><td>b 要介護2</td><td>771単位</td></tr> <tr><td>c 要介護3</td><td>812単位</td></tr> <tr><td>d 要介護4</td><td>852単位</td></tr> <tr><td>e 要介護5</td><td>893単位</td></tr> </tbody> </table> <p>□ 旧措置入所者介護福祉施設サービス費</p> <p>(1) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費 ※入所定員25人以下または31人以上</p> <p>(→) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (I) ※介護職員・看護職員の配置 3：1以上</p> <table> <tbody> <tr><td>a 要介護状態以外又は要介護1</td><td>796単位</td></tr> <tr><td>b 要介護2又は要介護3</td><td>866単位</td></tr> <tr><td>c 要介護4又は要介護5</td><td>950単位</td></tr> </tbody> </table> <p>(二) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (II) ※介護職員・看護職員の配置3.5：1以上</p> <table> <tbody> <tr><td>a 要介護状態以外又は要介護1</td><td>717単位</td></tr> <tr><td>b 要介護2又は要介護3</td><td>779単位</td></tr> <tr><td>c 要介護4又は要介護5</td><td>855単位</td></tr> </tbody> </table> <p>(三) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (III)</p>	a 要介護1	760単位	b 要介護2	802単位	c 要介護3	844単位	d 要介護4	887単位	e 要介護5	929単位	a 要介護1	730単位	b 要介護2	771単位	c 要介護3	812単位	d 要介護4	852単位	e 要介護5	893単位	a 要介護状態以外又は要介護1	796単位	b 要介護2又は要介護3	866単位	c 要介護4又は要介護5	950単位	a 要介護状態以外又は要介護1	717単位	b 要介護2又は要介護3	779単位	c 要介護4又は要介護5	855単位	<p>b 小規模介護福祉施設サービス費 (II) ※介護職員・看護職員の配置3.5：1以上</p> <table> <tbody> <tr><td>i 要介護1</td><td>722単位</td></tr> <tr><td>ii 要介護2</td><td>770単位</td></tr> <tr><td>iii 要介護3</td><td>819単位</td></tr> <tr><td>iv 要介護4</td><td>867単位</td></tr> <tr><td>v 要介護5</td><td>915単位</td></tr> </tbody> </table> <p>c 小規模介護福祉施設サービス費 (III) ※介護職員・看護職員の配置4.1：1以上</p> <table> <tbody> <tr><td>i 要介護1</td><td>670単位</td></tr> <tr><td>ii 要介護2</td><td>710単位</td></tr> <tr><td>iii 要介護3</td><td>750単位</td></tr> <tr><td>iv 要介護4</td><td>790単位</td></tr> <tr><td>v 要介護5</td><td>830単位</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (1日につき)</p> <p>(→) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費 ※入所定員25人以下または31人以上</p> <p>a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (I) ※介護職員・看護職員の配置 3：1以上</p> <table> <tbody> <tr><td>i 要介護状態以外又は要介護1</td><td>677単位</td></tr> <tr><td>ii 要介護2又は要介護3</td><td>787単位</td></tr> <tr><td>iii 要介護4又は要介護5</td><td>924単位</td></tr> </tbody> </table> <p>b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (II) ※介護職員・看護職員の配置3.5：1以上</p> <table> <tbody> <tr><td>i 要介護状態以外又は要介護1</td><td>601単位</td></tr> <tr><td>ii 要介護2又は要介護3</td><td>686単位</td></tr> <tr><td>iii 要介護4又は要介護5</td><td>793単位</td></tr> </tbody> </table> <p>c 旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (III)</p>	i 要介護1	722単位	ii 要介護2	770単位	iii 要介護3	819単位	iv 要介護4	867単位	v 要介護5	915単位	i 要介護1	670単位	ii 要介護2	710単位	iii 要介護3	750単位	iv 要介護4	790単位	v 要介護5	830単位	i 要介護状態以外又は要介護1	677単位	ii 要介護2又は要介護3	787単位	iii 要介護4又は要介護5	924単位	i 要介護状態以外又は要介護1	601単位	ii 要介護2又は要介護3	686単位	iii 要介護4又は要介護5	793単位
a 要介護1	760単位																																																																	
b 要介護2	802単位																																																																	
c 要介護3	844単位																																																																	
d 要介護4	887単位																																																																	
e 要介護5	929単位																																																																	
a 要介護1	730単位																																																																	
b 要介護2	771単位																																																																	
c 要介護3	812単位																																																																	
d 要介護4	852単位																																																																	
e 要介護5	893単位																																																																	
a 要介護状態以外又は要介護1	796単位																																																																	
b 要介護2又は要介護3	866単位																																																																	
c 要介護4又は要介護5	950単位																																																																	
a 要介護状態以外又は要介護1	717単位																																																																	
b 要介護2又は要介護3	779単位																																																																	
c 要介護4又は要介護5	855単位																																																																	
i 要介護1	722単位																																																																	
ii 要介護2	770単位																																																																	
iii 要介護3	819単位																																																																	
iv 要介護4	867単位																																																																	
v 要介護5	915単位																																																																	
i 要介護1	670単位																																																																	
ii 要介護2	710単位																																																																	
iii 要介護3	750単位																																																																	
iv 要介護4	790単位																																																																	
v 要介護5	830単位																																																																	
i 要介護状態以外又は要介護1	677単位																																																																	
ii 要介護2又は要介護3	787単位																																																																	
iii 要介護4又は要介護5	924単位																																																																	
i 要介護状態以外又は要介護1	601単位																																																																	
ii 要介護2又は要介護3	686単位																																																																	
iii 要介護4又は要介護5	793単位																																																																	

改正事項	改 正 前	改 正 後
	<p>※介護職員・看護職員の配置4.1：1以上</p> <p>a 要介護状態以外又は要介護1 671単位</p> <p>b 要介護2又は要介護3 730単位</p> <p>c 要介護4又は要介護5 801単位</p> <p>(2) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費</p> <p>※入所定員26人以上30人以下</p> <p>(一) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（I）</p> <p>※介護職員・看護職員の配置3：1以上</p> <p>a 要介護状態以外又は要介護1 907単位</p> <p>b 要介護2又は要介護3 986単位</p> <p>c 要介護4又は要介護5 1,082単位</p> <p>(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（II）</p> <p>※介護職員・看護職員の配置3.5：1以上</p> <p>a 要介護状態以外又は要介護1 760単位</p> <p>b 要介護2又は要介護3 826単位</p> <p>c 要介護4又は要介護5 906単位</p> <p>(三) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（III）</p> <p>※介護職員・看護職員の配置4.1：1以上</p> <p>a 要介護状態以外又は要介護1 730単位</p> <p>b 要介護2又は要介護3 794単位</p> <p>c 要介護4又は要介護5 871単位</p>	<p>※介護職員・看護職員の配置4.1：1以上</p> <p>i 要介護状態以外又は要介護1 554単位</p> <p>ii 要介護2又は要介護3 624単位</p> <p>iii 要介護4又は要介護5 713単位</p> <p>(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費</p> <p>※入所定員26人以上30人以下</p> <p>a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（I）</p> <p>※介護職員・看護職員の配置3：1以上</p> <p>i 要介護状態以外又は要介護1 841単位</p> <p>ii 要介護2又は要介護3 945単位</p> <p>iii 要介護4又は要介護5 1,076単位</p> <p>b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（II）</p> <p>※介護職員・看護職員の配置3.5：1以上</p> <p>i 要介護状態以外又は要介護1 722単位</p> <p>ii 要介護2又は要介護3 797単位</p> <p>iii 要介護4又は要介護5 890単位</p> <p>c 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（III）</p> <p>※介護職員・看護職員の配置4.1：1以上</p> <p>i 要介護状態以外又は要介護1 670単位</p> <p>ii 要介護2又は要介護3 732単位</p> <p>iii 要介護4又は要介護5 810単位</p>

改正事項	改 正 前	改 正 後																																
小規模生活単位型に係る所定単位数の新設		<p>□ 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス</p> <p>(1) 小規模生活単位型介護福祉施設サービス費（1日につき）</p> <p>(一) 小規模生活単位型介護福祉施設サービス費</p> <p>※入所定員25人以下または31人以上</p> <table> <tbody> <tr><td>a 要介護 1</td><td>784単位</td></tr> <tr><td>b 要介護 2</td><td>831単位</td></tr> <tr><td>c 要介護 3</td><td>879単位</td></tr> <tr><td>d 要介護 4</td><td>927単位</td></tr> <tr><td>e 要介護 5</td><td>974単位</td></tr> </tbody> </table> <p>(二) 小規模生活単位型小規模介護福祉施設サービス費</p> <p>※入所定員26人以上30人以下</p> <table> <tbody> <tr><td>a 要介護 1</td><td>841単位</td></tr> <tr><td>b 要介護 2</td><td>908単位</td></tr> <tr><td>c 要介護 3</td><td>976単位</td></tr> <tr><td>d 要介護 4</td><td>1,043単位</td></tr> <tr><td>e 要介護 5</td><td>1,110単位</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき）</p> <p>(一) 小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費</p> <p>※入所定員25人以下または31人以上</p> <table> <tbody> <tr><td>a 要介護状態以外又は要介護 1</td><td>784単位</td></tr> <tr><td>b 要介護 2 又は要介護 3</td><td>858単位</td></tr> <tr><td>c 要介護 4 又は要介護 5</td><td>950単位</td></tr> </tbody> </table> <p>(二) 小規模生活単位型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費</p> <p>※入所定員26人以上30人以下</p> <table> <tbody> <tr><td>a 要介護状態以外又は要介護 1</td><td>841単位</td></tr> <tr><td>b 要介護 2 又は要介護 3</td><td>945単位</td></tr> <tr><td>c 要介護 4 又は要介護 5</td><td>1,076単位</td></tr> </tbody> </table> <p>注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第48条第1項第1</p> <p>注1 イ(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第48条第1項第1</p>	a 要介護 1	784単位	b 要介護 2	831単位	c 要介護 3	879単位	d 要介護 4	927単位	e 要介護 5	974単位	a 要介護 1	841単位	b 要介護 2	908単位	c 要介護 3	976単位	d 要介護 4	1,043単位	e 要介護 5	1,110単位	a 要介護状態以外又は要介護 1	784単位	b 要介護 2 又は要介護 3	858単位	c 要介護 4 又は要介護 5	950単位	a 要介護状態以外又は要介護 1	841単位	b 要介護 2 又は要介護 3	945単位	c 要介護 4 又は要介護 5	1,076単位
a 要介護 1	784単位																																	
b 要介護 2	831単位																																	
c 要介護 3	879単位																																	
d 要介護 4	927単位																																	
e 要介護 5	974単位																																	
a 要介護 1	841単位																																	
b 要介護 2	908単位																																	
c 要介護 3	976単位																																	
d 要介護 4	1,043単位																																	
e 要介護 5	1,110単位																																	
a 要介護状態以外又は要介護 1	784単位																																	
b 要介護 2 又は要介護 3	858単位																																	
c 要介護 4 又は要介護 5	950単位																																	
a 要介護状態以外又は要介護 1	841単位																																	
b 要介護 2 又は要介護 3	945単位																																	
c 要介護 4 又は要介護 5	1,076単位																																	

改正事項	改 正 前	改 正 後
	<p>号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)において、指定介護福祉施設サービス(同号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第1項に規定する旧措置入所者(以下「旧措置入所者」という。)に対して行われるもの除く。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護支援専門員(法第79条第2項第2号に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。)の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号 ◎厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準→平成12年厚生省告示第29号</p> <p>◎入所者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合→平成12年厚生省告示第27号</p> <p>注2 口については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス(旧措置入所者に対して行われるものに限る。)を行った場合に、当該施設</p>	<p>号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)において、指定介護福祉施設サービス(同号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第1項に規定する旧措置入所者(以下「旧措置入所者」という。)に対して行われるもの及び別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものを除く。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護支援専門員(法第79条第2項第2号に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。)の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号 ◎厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準→平成12年厚生省告示第29号 ◎厚生労働大臣が定める基準→平成12年厚生省告示第26号 ◎入所者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合→平成12年厚生省告示第27号</p> <p>注2 イ(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス(旧措置入所者に対して行われるものに限り、別に厚生労働大臣が定める基</p>

改正事項	改 正 前	改 正 後
小規模生活 単位型の算 定要件	<p>基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要の程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準→平成12年厚生省告示第29号</p> <p>◎入所者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合→平成12年厚生省告示第27号</p>	<p>準に適合するものを除く。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要の程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準→平成12年厚生省告示第29号</p> <p>◎厚生労働大臣が定める基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎入所者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合→平成12年厚生省告示第27号</p> <p><u>注3 口(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス(旧措置入所者に対して行われるもの)を除き、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定</u></p>

改正事項	改 正 前	改 正 後
小規模生活 単位型の算 定要件（旧 措置入所 者）	<p><u>注3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、</u></p>	<p>する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準→平成12年厚生省告示第29号</p> <p>◎厚生労働大臣が定める基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎入所者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合→平成12年厚生省告示第27号</p> <p><u>注4 口(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス（旧措置入所者に対して行われるもの及び別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要な程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</u></p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準→平成12年厚生省告示第29号</p> <p>◎厚生労働大臣が定める基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎入所者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合→平成12年厚生省告示第27号</p> <p><u>注5 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、</u></p>

改正事項	改 正 前	改 正 後
	<p>言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注4及び注6において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。</p>	<p>言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注6及び注8において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。</p>
	<p><u>注4</u> 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき20単位を所定単位数に加算する。</p>	<p><u>注6</u> 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき20単位を所定単位数に加算する。</p>
	<p><u>注5</u> 痴呆の症状を呈する入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。</p>	<p><u>注7</u> 痴呆の症状を呈する入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。</p>
	<p><u>注6</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者の数が15以上である指</p>	<p><u>注8</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者の数が15以上である指</p>

改正事項	改 正 前	改 正 後
小規模生活 単位型入所 者の低所得 者居住費対 策	<p>定介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているもの（視覚障害者等である入所者の数が50を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専らその職務に従事する常勤の障害者生活支援員を1名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める基準→平成12年厚生省告示第23号</p> <p>視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者</p> <p>◎厚生労働大臣が定める者→平成12年厚生省告示第23号</p> <ul style="list-style-type: none"> ①視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 ②聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者 ③知的障害 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第11条各号のいずれかに該当する者又はこれらに準ずる者 	<p>定介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているもの（視覚障害者等である入所者の数が50を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専らその職務に従事する常勤の障害者生活支援員を1名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める基準→平成12年厚生省告示第23号</p> <p>視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者</p> <p>◎厚生労働大臣が定める者→平成12年厚生省告示第23号</p> <ul style="list-style-type: none"> ①視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 ②聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者 ③知的障害 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第11条各号のいずれかに該当する者又はこれらに準ずる者 <p><u>注9 口については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護福祉施設サービスを行う指定介護老人福祉施設として都道府県知事に届け出たものにおいて、所得の状況その他の事情をしん酌して別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合に、当該入所者の基準に係る区分に従い、次に掲げる単位</u></p>